

# 小型特殊自動車に該当する 建設機械等をお持ちの事業者様へ

◎小型特殊自動車に該当する建設機械等は、

○軽自動車が課税されます(申告必要)

×固定資産税(償却資産)は課税されません(申告不要)



軽自動車税の申告をして、

ナンバープレートの交付を受けてください!

## Q&A

Q 1 事業所内でしか使用しない(公道を走らない)のに、ナンバープレートをつけないければならないの?

A 1 軽自動車税は所有していることに基づいて課税されます。公道走行の有無とは無関係です。所有している場合は、必ず申告してください。

Q 2 小型特殊自動車にはどのような車両があるのですか?

A 2 次のページで確認してください。

Q 3 小型特殊自動車と大型特殊自動車の違いは?

A 3 次のページで確認してください。

Q 4 小型特殊自動車の税率はいくらですか?

A 4 フォーク・リフト、ショベル・ローダ等の小型特殊自動車 年間 4,700円  
トラクタ、薬剤散布車等の農耕作業用自動車 年間 1,600円

※毎年4月1日現在の使用者(所有者)に対して課税されます。

※法人税及び所得税の収支計算上、納付された税額が必要経費と認められます。

※購入金額などから算出される減価償却費は、経費に計上することができます。

# 特殊自動車の判定方法

## 1. 特殊自動車とはどんな車両？

特殊自動車は道路運送車両法施行規則第2条及び別表第1で小型・大型特殊自動車に分類されています。農耕作業用自動車も特殊自動車に分類され、概要は次のとおりです。

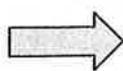
**建設用自動車**：ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車

**農耕作業用自動車**：農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車

## 2. 小型特殊自動車と大型特殊自動車の違いは？

①特殊自動車（農耕作業用自動車を除く）は車両の大きさや最高速度によって小型・大型に分類されます。

A 車両の長さ	B 車両の幅	C 車両の高さ	D 最高速度
4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	15km/h以下



A～Dのすべての要件の範囲内であれば	小型特殊自動車
それ以外であれば	大型特殊自動車

※排気量の制限はありません。



②農耕作業用自動車は、最高速度によって小型・大型に分類されます。

最高速度が35km/h未満	小型特殊自動車
最高速度が35km/h以上	大型特殊自動車

※車両の大きさ・排気量の制限はありません。



・小型特殊自動車  
→軽自動車税の申告  
・大型特殊自動車  
→償却資産の申告

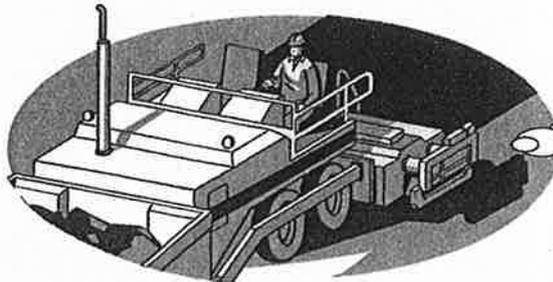
## ご存知ですか？

**建設機械でも小型特殊自動車は軽自動車税の申告が必要です。**

工事現場などで働く小型特殊自動車は、地方税法及び四日市市税条例の規定により道路を走らなくても軽自動車税の申告が必要です。

申告の上、ナンバープレートの交付を受けて車両に取り付けてください。

なお、小型特殊自動車は、自賠責保険に加入していないと道路を走行できませんので、ご注意ください。



リース車両の場合も、適合しているかどうか注意してください。

### 小型特殊自動車

- ① 車両の長さが 4.7m 以下、幅が 1.7m 以下、高さが 2.8m 以下のもの。
- ② 最高速度が 15 km/h 以下のもの。

※ 注：上記の基準をひとつでも超えるものは大型特殊自動車となり、固定資産税（償却資産）の課税対象となります。

※ 注：農耕作業用の小型特殊自動車は基準が異なります。

#### (小型特殊自動車の種類)

ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車【道路運送車両法施行規則別表第一による】

税の申告に関する不明な点については、

下記にお問い合わせください。

四日市市 市民税課諸税係

電話 (059) 354-8133 (直通)

